

広ト協・助成事業における申請期間二期制の導入について

1. 趣 旨

当協会の助成事業は、原則、毎年度4月1日から3月中旬までを助成金の申請期間としていますが、一部の助成事業については、年度末に申請が集中する傾向にあり、事務処理に時間を要することから、会員事業者が導入した機器等に対し、速やかに助成金を交付できていない状況にあります。

こうした状況を解消し、会員事業者への速やかな助成金の交付を行うため、令和4年度から、助成事業に係る申請期間を二期制に変更します。

2. 二期制に変更する助成事業

(1) 環境対策関係

- ① 広島県蓄冷式クーラー等導入助成
- ② 広島県エア・ヒーター導入助成
- ③ 広島県エコタイヤ導入促進助成
- ④ 広島県グリーン経営認証制度促進助成

(2) 事故防止対策関係

- ① 広島県安全装置等導入促進助成
- ② 広島県EMS・ドライブレコーダ等導入促進助成
- ③ 準中型・中型・大型・けん引免許取得助成

3. 二期制にした場合の助成金申請書提出期限

申請書の提出期限は、令和5年3月10日（必着）とします。

ただし、令和4年9月末までに導入した機器等の提出期限は、令和4年12月28日（必着）とします。

4. 実施日

令和4年4月1日